



銚定予項

日本五との平和条約が十九条の項は
が二次世界大戦後に他五国に締結さ
れた平和条約等を参照して考慮する
ときは、五民のいかなる権利を放棄
したものと解すべきか。

銚定内容目次

- 一 問題の所在
- 二 日本五及びその五民の……… 請求権

(1) 序説

● 五家の五條法上の請求権
● 十九条の五條法上の請求権

号證

(2)

銚定

銚定人 高野雄一



際

- (3) 一 国家の法律上の請求権
の請求権
 - (4) 一 国家の法律上の請求権
は、
一 国家の法律上の請求権
は、
一 国家の法律上の請求権
は、
 - (5) 一 国家の法律上の請求権
は、
一 国家の法律上の請求権
は、
 - (6) 一 国家の法律上の請求権
は、
一 国家の法律上の請求権
は、
- 三 一 国家の法律上の請求権
は、
一 国家の法律上の請求権
は、
- 四 一 国家の法律上の請求権
は、
一 国家の法律上の請求権
は、
- 五 一 国家の法律上の請求権
は、
一 国家の法律上の請求権
は、

以外

一 問題の所在

日本ととの平和条約第十九条は次のように規定する。これは、いわゆる戦争請求権の放棄に關する規定である。

日本は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた對する日本及びその臣民に對する請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の日に日本領域においていづれかの邊合軍の軍隊又は自衛隊の存在、輕傷、又は行爲から生じたすべての請求権を放棄する。石の規定については、請求権の主体係

及び内容に關して放棄した對其の
 性質如何が本條の目的上同様に存
 する。それによつて日本が考察され
 有る権利が放棄されたか考察され
 なければならぬ。
 前項は右の規定で放棄された「連合軍
 及びその玉民に對する請求權に關し
 て、その玉民のすべてに對する請求
 權の性質をいふは主権的考慮
 察することである。
 後者は右の規定で放棄された「戦争
 から生じ、又は戦争状態が存在したた
 めに生じられた外勤から生じた「請求
 權及び「この条約の効力発生の際に
 日本が領域に對する「それらの連合軍

(五)

の軍隊又は当局の存在、恥辱遂行又は
 行動から生じた……請求権がし何であ
 るかを、いわば内容的に考察すること
 がある。この放棄した請求権に帰す
 あるいは、この放棄の重要は本鑑定に
 おいては前者、即ち請求権の主体り面
 からの考察にある。これに帰しては、
 民法上の権利の主体として、一家以
 外に個人が存するの存するとする
 際、どのような場合か、という個人の
 法的主体性に帰する理論的な問題が必
 然的に絡んでくる。もう一つ、条約
 の規定の内的要否性という重要な同
 題も帯係する。この要否性について
 次にも帯係する。

方考案を「ヤニ次大戦後に他玉同様に締
 結された平和条約等」を参考として行
 うことが要請されている。
 本鑑定にとくに重要な参考となるのは
 一九四七年一月一日署名、九月一
 五日発効のイタリヤ、及び「ブルガリ
 ア・ハンガリー・ルーマニア・フィン
 ランド」の連合ととの「各々」平和条約
 である。またある程度において「条大
 戦のシエルサイエ（その他の）平和條
 約も参考となる。

- 二 「日本及びその国民の……請求権」
- （一） 序説
- 「日本玉」が「連合玉及びその国民」

に対す。日本及びその臣民の請
 求を放棄する。といふことはど
 ういふことを意味するか。又家
 は、その權同或は固有財産その他自
 己の法益に對する外又は外國人の
 違法な侵害行為により、またとくに
 法律上の根拠があるときはその道法
 的行為によつて、外國又は外國人に
 對して、請求權を認められる。こ
 そ、國民もまたその生命、身体、
 財産その他自己の法益に對する同種
 の侵害に對して外又は外國人に對
 して、請求權を認められる。
 しかし、これらの請求權が、陸法上
 の權利として認められるか、又内法

上の権利として認められるかは別
 に考へなくてはならない。
 一 玉家が外^Lに對しては、請求権は
 とくに、経済的な關係の總合を除い
 ては、法律上の権利として認めら
 れる。
 これに反して、玉家^Lが外人に對
 しては、請求権は、外人が公に立
場における玉家と對等の主権的地位
 一 個人が、法律の主権たる場合に
 立つた権利として認められる。
 上の権利として認められる。
 それは、時に自^L法上の権利であり
 また、時に該國法上認められる権利
 である。一 國家^Lの請求権は、外人

に行してより、外に對して
 か、も、不、際、法、上、の、請、求、權、と、し、て、生、ず、る
 の、か、も、つ、と、も、普、通、な、あ、る、
 一、玉、氏、に、對、し、て、も、つ、請
 求、權、は、玉、氏、が、公、の、立、場、に、お、け、る、外、國
 と、對、等、の、主、體、的、地、位、一、個、人、が、不、際、法
 の、主、體、た、る、場、合、に、立、つ、ま、れ、な、場、合
 を、除、い、て、は、玉、内、法、上、の、權、利、と、し、て
 認、め、ら、れ、る、一、玉、氏、に、對、し、て、
 し、て、も、つ、請、求、權、は、常、に、玉、内、法、上、の、權
 利、と、し、て、認、め、ら、れ、る、
 い、事、柄、の、場、合、に、も、こ、の、玉、内、法、は、
 外、に、自、不、法、で、あ、り、ま、た、時、に、該、玉、法
 に、あ、る、
 且、つ、一、玉、氏、に、對、し、て、請、求、權、は、一、外、玉、に、對、し、と

九条九はこれを放棄した

五家の外法に對する國際法上の請求

叔が認められる範圍はきわめて広い

五家の五條法上の法益は、その五家

機關によつて代表されるもの或は五

有財産等とは限らない

一 般の五民そのもの生命、身

体、財産、名譽もまたその五條法上

の法益を構成する

五家は外國からその市民の身体に

おいては傷つけられることから五條

法上保護されなければならぬ

村幸策「五條法」上巻二五一―二頁

参照一、 従つて五民の生命、財産

等が外法によつて、いふまでもなく



その根拠を以て侵害されるときは
 國家は其の國民の被害に對して
 五に對して五に對して五に對して
 一に對して五に對して五に對して
 賠償は其の被害賠償の形式を
 取り賠償は私人の受け取った損害をその計算
 の手段とするに於て性質を
 変更し得ない賠償を規律する法律は
 二五家の間の關係を規律する法律
 規一鑑定人証例元は平和条約一で
 ある不法行為を為つた五家と損害
 を受けた私人の間の關係を規律する
 法一鑑定人証五内法一にはない
 損害を受けた私人の権利や利益は
 同一の行為に於て権利を侵害され

別

一 字 柴田
 一 字 柴田
 一 字 柴田
 一 字 柴田

だ、不意の権利に付して、若くは、
 平面にある。従つて、私人の受け
 六損害は、不意の受けたそれと性質に
 おいて決して同一でない。
 為者は、單に後者の賠償の金額の計算
 のため、便宜の標準を提供するに
 すきがある。一、常設法、才、所、の、
 ホルジヨシの工場、等、に、
 九二八年の判決より、横田、三、部、
 五、陪、分、例、研、究、工、一、三、一、一、二、頁、参、照、
 一、存、在、ア、下、チ、口、ソ、チ、
 破、理、論、一、又、五、五、七、頁、高、野、
 確、一、五、陪、法、概、論、一、一、四、一、二、一、
 一、二、頁、参、照、一、の、も、あ、る、し、か、も、
 家、の、不、法、行、為、に、對、す、る、賠、償、が、不、法、行、

法
 務

八
字
削
除
註
義

為の結果として被害人の不意の受けた損害等に該害する補償の成立がこと加あるのは玉陪法上一つの原則である
それは賠償の最も通常の形式ですらある(同上判決)
それ故に賠償の最も

平和条約第十九條にて日本が放棄した請求権は玉家の直接の被害ばかりでなく石のような一般日本国民の被害に就いての日本がの定合はることはまちがいない
もつともそうとすれば第十九條
らでは單に「日本がの……請求権」

正放系するといつたのは、在来「日
 本」より「不」陪法上の請求権に含まれ
 る答の、即ち公使の自玉氏の被害に
 ついて生ずる玉家の加害玉家に対す
 る請求権のことを、その被害の實質
 に着目して、倭然として玉氏の請求
 権と規定したのに止まるのか、それと
 も公使の玉氏の請求権と、それと
 請求権に含まれないか、それと
 玉氏の請求権を別に意味して、
 りであるうか、それを次に考察しな
 くては存うない。

もつとも、右のようなる玉家の玉
 法上の請求権の基礎となる玉
 家又は玉氏の被害は、戦時の場合



白の 著 録
 には 其の 実意の 大きき にくらべ
 て 法律的 には 通常 あり 大きき なる
 い。 なる あり 戦時 には 戦時 法規
 上 道 法 なる 加害 行為 なる 認め られ
 て いる 加 ほう である
 その 子 なる 加害 には いて 戦 時
 法規 上 と くに 規定 あり 場合 (例
 えば 徴 発 一 の ほか は 其の 被害 には
 ついて 玉 際 上 補 求 救 せ じ ない
 その 子 なる 道 法 なる 戦 時 の 加害 には
 國家 に対して 直接 加え られる こと
 と 加多 いか 一般 の 玉 民 及び 其の
 財産 に対して も 徴 発 免 固 で 加え られ
 れる 徴 発 行為 には 附 随 して 生 ず る
 一般 玉 民 の 殺 傷 や 海上 財産 の 没

蒙る被害がもつ法的な二面性
 別を、強調したきういはあるが
 しかしそれを正しく把握して
 をこゝ次に考へなければならぬ
 とは、五民が外五から蒙る損害は
 同い事実として、法的に別にその
 五民の五内法上の請求権を生ずること
 とがあることである
 外五人から受ける被害についてはい
 うまでもない、この問題が本鑑定に
 おける中心問題となるが、問題を一
 般的にはつきりさせるために、五民
 の五内法上の請求権及び五民の五内
 法上の請求権の問題を、以つて片附
 けておくことが望ましい

る場合を認めらるゝことか、
 と二方、
 に認めらるゝに當つて、
 の玉際法主権性には、
 本約に經常に合れてゐる。
 玉家力みか、
 人は理論的に、
 ない、
 ては通説であつたか、
 といふのは、
 を受つてゐる、
 その主権となつたのは、
 自働する機関の地位にある人個人が
 同題であつて、
 うす、
 やはり個人を、
 をして個人が

べき主件として捉えなければならぬ
いゝ。五家という擬制的な存在を主件
として捉えるのは誤りである。とい
テ嘗ての通説に對極的な考え方が比
較的所しく一部に出てきた。

しかし、この理論は、それに獨特の
・基本的意味を認めうるにして、
・實
・空
・法
・に
・即
・して
・命
・脈
・を
・保
・護
・ち
・う
・る
・の
・特
・殊
・な
・存
・在
・を
・保
・つ
・に
・と
・ま
・つ
・て
・い
・る
・。

そこで、右の二つの考えは別とし
て、個人の見、陰法主件性に準して
今日、理論的に同題となる考え方が
なお、二つある。

(1) その一は、實際慣習法上或は契約
 において、つまり實際法上個人の権
 利（或は義務）を定めているときは、
 それは常に實際法上の個人の権利（
 或は義務）を定めものであるであつて、
 そのさいその権利（或は義務）が、
 個人自らによつて（又は個人自ら
 に対してし）實現されるか否かは固
 題にならぬ（以下、権利のみを固
 題にし、義務は略す）。つまり實際
 法上、個人の権利が定められてい
 るというところから、個人が自らそ
 れを實現する手段を認められていな
 くても、それが個人の實際法上の権
 利であること、その場合に個人が不

際法の主体であること妨げられ
 ない。国家・権利そのものと権利実
 現の手段とは切離して考へうるもの
 である。また、個人の権利義務を規
 定する玉際、慣習法規や条約が、多く
 の玉に於いて、特別の玉間立法をま
 つることなく、そのまゝ玉内に適用さ
 れてゐることを考慮すれば、この場
 合に、個人の玉際法主体性——個人の
 玉際法上の権利を率直に認めらるゝか
 否しい。

これが第一の考へ方である。こうし
 て、この玉に於ける理論の下では、通商
 条約上認められる個人の経済的権利
 外交上の特権（義券の面では、海賊



或は戦時禁制品輸送 特種債権破産
 どの交戦法規上の特種行為をした個
 人に対する処罰又は制裁（なとか
 個人の不民法上の権利（或は義務）
 として把握せられる
 (12) これに対して第一の考へ方は
 不民法慣習法規や条約に個人の権利が
 規定されていゝてある。それが直ちに個
 人を不民法上の主権とし、個人の不民法
 上の権利を認めたることにはかならな
 い。それは個人にそのような権利
 を認めらるることについての慣習法又は
 条約の當るもの間の約束（つまり不
 民法上の不民法上の権利（義務）の内
 容（客体）として把握せられるからで

ある。一方の国はそのような個人の
 権利の承認保護を他の国に要求しう
 る。民法上の権利を取得し、他方の
 民法個人に、そのような権利を認め
 保護しなればならない義務をその
 民法に対して負うのである。
 そのような個人の権利が外民法によつ
 て侵害された場合に、その侵害につ
 いて相手国に請求権をもち、且つそ
 れを行使するのは当該国家であり、
 しかもその場合、その国家は被害
 民法個人を代理して、つまり個人か
 民法上所有する請求権を代行して、
 民法に請求権を行使する関係にはな
 い。自家は自己の判断を責任におい
 て自



法
務
省

己の名でその請求権を行使する
 被害を受けた玉民の気持や要求をも
 ちろん考慮に入れなければならないが
 たゞ元當該玉民から要求があつても
 玉際政治上の判断で請求をしないこ
 とがあるし、また當該玉民の要求が
 なかゞなく或は當該玉民が要求する
 ことを欲しないような場合にも玉
 際政治上のおおむね玉家はその請求を
 行ふことがある。これは玉家と
 その玉民との關係に即していへば、
 玉家の外交保護権の行使、不行使と
 して現われる。このことは個人
 玉民の権利、この請求権が個人
 玉民の権利、この請求権が個人

はり、國家の實際法上の権利であること
 とを、如実に意味する。一方又一の説
 に、おける、権利と権利實現の手段と
 を分離する立論も、この場合必ずし
 も、正しくない。権利の實現か必ずし
 も、その権利主体によつて行われるこ
 とを要しないことは認められる。
 しかし、主体として権利をもつてい
 る以上は、その権利は、亦三者（乃至
 代理人）を通じて、且つその名に
 おいて（即ち自己に直接効果の陶屈
 する形で）、行使されることか認め
 られていなくてはならない。いかな
 る意味でもその主体との關係で権利
 が行使されないものである場合に、

法
 務
 官

効力を直ちに認めないで、内立法を
 前提として、例えば条約を、国内的に
 実施するよがある。
 その場合、条約の定める個人の権
 利がある。ある者よにとつては、
 際法上の権利で他の者よにとつて
 は、際法上の権利で他の者よにと
 つては、そうではないといふことにな
 る。それでは理論的に矛盾がある。
 且つ、多くのよか、際法のよ内的な
 効力を直ちに認めるといふのも、そ
 のよ家の基本法、普通は憲法に判
 的に定められていふことによるので
 あり、即ちそこに認められるそのよ
 家の意思が根拠であるともみなくては

法
 務
 省



存
ら
な
い

そ
こ
で
、
必
ず
法
上
個
人
の
権
利
が
規

定
さ
れ
て
い
る
と
き
に
、
そ
れ
が
真
に
個

人
の
必
ず
法
上
の
権
利
で
あ
る
と
認
め
ら
る

る
た
め
に
は
、
個
人
が
自
ら
そ
の
権
利
を

行
便
し
て
い
る
手
段
を
必
ず
法
上
認
め
ら
れ

て
い
る
か
、
或
は
個
人
が
必
ず
家
そ
の
他
地

の
必
ず
法
の
主
体
に
よ
つ
て
で
も
、
自
己

の
権
利
を
行
便
さ
れ
る
の
と
を
必
ず
法
上

認
め
ら
れ
る
こ
と
な
ど
に
よ
つ
て
、
そ
こ

に
規
定
さ
れ
た
権
利
が
、
必
ず
法
上
個
人

に
主
体
的
に
帰
属
す
る
か
の
と
し
て
確
証

さ
れ
る
の
で
な
く
て
は
な
ら
な
い
、

必
ず
大
戦
で
は
、
戦
敗
必
ず
戦
線
上
の
各
二
三
回
に
、
平
和
条
約
で
混
合
仲
裁
大
判
決

を設けて（例をば、カエール、サイエ、平
 和条約二九七、条木三〇四、条口一、連
 合軍の五民の同盟五に對する戦争請
 求権を管轄させた。連合軍の五民
 についで平和条約の規定された戦争
 請求権は同盟五がその内にある
 連合五民財産に對して、戦時中加え
 た措置に關して生ずる賠償請求権一
 はそれによつて、条約を基礎に
 連合五民が独自に同盟五を相手とし
 て行使しうる性質のものとして認め
 られた。即ちその点で、連合五の同
 盟五は憲法上の主体として、憲法上
 の請求権をもつことに存つたのであ
 る。そのような例は、中米五五の五

去
 務
 官

一字
除
田

一字
訂
田

田

天啓に条約その他玉際法遠及り約為
 についで自ら玉家を相手として玉際
 的に争いやることを認めれた。中米司
 法裁判所第約（一九〇七—一九一八年）
 信託統治任民力玉際連合に對する補
 救^願 権憲章八七条参照）その他若干
 の条約に認められ、また中立玉及
 に交戦よりその海上財産に對する不
 法な侵害に對する補救^願 権を玉際法上
 認めることとした。嘗ての玉際補獲
 實檢所設置第約案（一九〇七年）、世
 界人權裁判所加問題とされる玉連憲
 章上の個人の基本的人權。玉民（企
 業又は団体）を合む）がその新玉家
 玉代理として自己の利益上の利益に

一
字
解



関しては際核関への訴願が認められ
 ると、際貿易憲章(案)などには葡牙的
 に認められる。すれども、個人の権
 利、地位の承認、確保が、玉内的か
 ら、さらに玉際的に強く要請されてき
 た。最近の玉際法現象のうちには認
 められるようになったことか、らであ
 る。

性、個人の玉際法上の権利について
 は、以上の二つの考え方が問題とな
 る。それは法とか権利の本質にもか
 かわることであるか、実定玉際法上
 の理論として、予二の考え方をより

去
務
心



根拠があり且つ意味のあるものとし
 なくしては存りない。学説上も内外
 において一平二の考之方がより広く
 支持されてゐる。

平和条約第十九条の「その玉民
 の請求を承けしは、一平二の考之方に
 よれば、玉民個人を玉民法の主体と

するその玉民法上の権利を意味する
 と考へる余地がある。しかし、そう

解するのでは右のような考察によつ
 ても、安者ではない。前大戦の平和

条約とは、この点で、第十九条が異
 なる規定の仕方をしていることか

もそれかといえる。即ち、平和条約が
 十九条は、玉民の玉民法上の戦争

請求権が存在することを認め、且つ
 その放棄を定めてゐると解すること
 はできない。
 (5) 国家の国内法上の請求権 (6)
 と基本的同じ。

国家は、この場合日本とくに私
 経済的の關係で、国内法上の請求権
 として、外法(この場合、適合)の
 民法又は外法自体に対して、国内法
 上の請求権を認められることかある。
 その国家の国内法上、自法在位の外
 人に對してこの關係で請求権が認め
 られることかあるうし、また相互
 外法の国内法上その法の国民と
 にはその法自体に對して、この關係

悟

16) 玉民の玉内法上の請求権一問題

の中心

生命又

ては玉民の玉内法上の請求権が主
題であるので、そのこの考察に譲る
こととする。

は財産の侵害を受けた場合、それによつて
玉内法上の請求権を有する玉民
に對して認められる。これは玉民の玉内法上の請求権を有する玉民の玉内法上の請求権が認められることである。

めて普通のことである。外に自作に
 する同様の侵害行為については、被
 害国は、普通制限的ではあるが、
 国内法、この場合、原則として相手
 国の国内法、この場合、外に王家を相手
 として請求権を認められることかあ
 る。このように請求権は、自国の内
 民法上認められ、或は当該外に、内
 法上認められる。それが平和条約不
 十九條に規定されるように、今度の
 戦争の關係で生じたものもあるとき
 右の請求権は、十九條とどうい
 う關係に立つてあるか、もとより、
 そのように、外に、被害については、
 (2) で見たように、国家が相手国に

討して国際法上の請求権をむつのか
 善適である。とくに外₁自作（つまり
 りその機関）によつて自₁民が侵害
 された場合によつてはそうである。
 外₁の一般私人（その機関にある者
 か全く私納地位において活動する場
 合を含む）による自₁民の侵害につ
 いては、被害₁民の外₁人に対する
 国内法上の請求権は直ちに生ずるか）
 第₁₂条のようである。この場合
 におは直接には生じない。この場合
 にはかかる自₁民の被害によつて
 その外国民の本國によつて外₁自作
 がその警察或は裁判機関を通じて
 その國の国内法上一般にならば保

護又は救済を故意に又は過失にま
 て怠つたと對し、その外邦人に
 自玉民の被害に對して、玉家は
 外邦に對して國際法上の請求
 權をもち、この場合も、この請
 求權の直接の基礎は、外玉自
 身の官憲の作為、不作為に
 從つて、一般外邦人の被害に
 直接に玉民に認められるのは、
 法或は外玉法に對する玉民の
 債務行為に對して、玉民が外
 玉を相手として玉民法（主と
 して玉民法）として、玉民が
 上請救済を認められることは、
 けでほないが、わりに限ら
 ない

去
務
省



この場合は(2)で説いたように、
 玉家の外国に對する玉際法上の請求
 権が原則として認められる場合であ
 る。官憲の一般私人に對する行為
 については、玉内法上請求権が認められ
 るのは、この国でもある程、
 加害があるからである。

このようにして、玉民はその加害
 外人に對して一般的に(自國法
 或はその外国の國內法によつて)
 また加害外に對してある程、
 的に(とくにその外玉の玉内法上)
 國內法上の請求権が認められる。
 それらの請求権が第十九条に
 ような今次戦争の關係で認められ



二 安前除柴田
一 柴田

る内容のものであれば、それは同規
定によつて放棄されたことになら
るか。それとも放棄されおに依然
として存続するのかが、事實とし
て同一の被害に、ついでに国家が
存続国際法上の請求権へその成
立には國民の被害以外に、前
述の如きは一定の条件を必要とす
るか。を放棄しても、別に同じ被
害に、ついでに国内法上の請求
権が認められる場合には、第十九
条は、後者に、ついでにその引
便を妨げないもの、であるか。
殺傷や財産の没収は、許さ
れないか。国内法に、ついでに
種々の制限

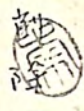
を請ふることか認められらる。従つて
 加害外国（連合國）人の本國法で認
 められる（日本）國民の競争關係の
 請求權は、自づと比較的制限される
 であらう。しかし、それでもなお存
 在する（日本）國民の請求權に、い
 て、尙該外に加へるを否認し、或は判
 限するときは、外に一人この場合、
 日本人の權利を差別的に否定制限
 するものとして、右外にほさらに
 不降法上の責任を問われ、その本
 國（日本）の抗議、外交信託權の発効
 に直向するであらうか。これを認め
 ることは、(2)で述べたように、國民の
 被害に關する國家の實際法上の請求

注
 行



⑤

叔が第十九条aです。に放棄されて
 いるのと実質的に矛盾する。
 それにもかかわらず、国内法の国民
 のかかると請求権は第十九条aの放棄
 の対象と存するか。有効なものとして
 国内法上存続し、或は講和後に相手
 国税関かその保護救済を怠るときは
 国家の不法行為上の請求権を生ずるこ
 とに存する。あるか。一戦争請求権
 の基礎となる。カテゴリーに属する不
 法の被害で、講和のときまでには、
 家への不法行為上の請求権を生ぜしめる
 に至らば、従つてその前論に従つて
 も、第十九条aで放棄される。国家の
 際法上の請求権に包含されないもの



と考へらる。これに於いては、日本の平和条約審議のさいの国会における次の議員と政府當局との質疑応答（昭和二六年十一月九日参議院特別委員会）が参考になる。それは、平和条約は第十四条Bの賠償に關して規定が「連合軍の」或は「連合軍及びその」云々の「賠償請求」と不統一になつてゐる点を衝いたものである。これは、逆の關係から、本鑑定事項である「日本軍及びその」云々の「請求権に通ずる意味をもちつてゐる。即ち



○ 岡本愛祐 連合国の賠償請求権

とありまして、連合国と云ふ民めとい

うのか、扱けておるのでありますか

それほど、うい、うわけで扱かしたの

か、或は、及びその云、民、他の請

求、扱、と、い、う、の、で、カ、バ、ー、さ、れ、る、の

か、その点を伺っておきます。

○ 西村熊雄 両者を合む意味でこ

ちいます。

岡本愛祐 両者を合むとい、うのは

あると、こ、ろ、で、は、書、き、分、け、あ、る、と

こ、ろ、で、は、書、き、分、け、て、い、な、い、の、は、と

う、い、い、わ、け、で、す、か。

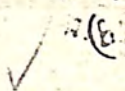
○ 西村熊雄 大、体、政、府、と、云、民、と、を

總、括、的、に、申、す、と、き、に、日、本、と、い

つて「及びその国民」と扱けて
あるときは、その国民請求権は
扱けておるのだと。こゝういふ
に然々の法律条文の文字解釈では
解せられる虞れが多分にあります
か。それは連合もよく承して
おるところでありますか。この点
念を押しておきます。

西村総雄　その点は三月の系案
では連合品の賠償請求権だけあつ
たのであります。
それに対して、私どもの方か
ら、それでは範圍が不明確である
と主張致しまして、戦争遂行目的
中日本国又は日本国民がとつた約

動から生じた違合と政府又は連合
 玉国民の請求権という文句が入つ
 た次でございませう。違合玉の賠
 償請求権というだけでは誤解が
 生じ易いから誤解を避ける意味
 からに於いて（外務省条約一課
 日本玉との平和条約及び安全保障
 条約国会議要旨一五八―九頁）
 即ち、玉懸の實質からみてはまた
 条約締結当り者からの見解からし
 ても、一九一九年九月に於ては
 存玉国民の請求権も含めて放棄した
 のと解するのが毎當である。
 そのことを考慮して、念を入れるた
 めに、玉国民の請求権を規定に加へ



たものとみなくてはならない。第十九条aにおいて、日本五の五際法上の請求赦免を放棄すれば、五民の被害を念めて、日本国として連合国にならざる請求権をもたないことになるので、実質的にそれでは足りると思われる。加、前述のように国内法上国民の請求権が独自のものとして残り、可憐性が理論的にも、実際的にもある。そのよう国民の請求権を一括して放棄すること、日本国及びその五民の請求権とすることにより、はつきり意味させようとしたと認められるのである。つまり日本及びその国民しという表現は、



「連合軍及びその兵士」といふ場合
 と同じく、とくに法律的に厳密な意
 味で用いられるたゞにはないにして
 も、ただ明かなことは、それによつ
 て実質的に問題となる請求権を包括
 的に把握しようとする旨固されたとい
 うことである。(その点では、15)で
 示れた国家の、内法上の請求権も矛
 十九条で同じく放棄された請求権
 に含まれる)。
 同じ戦争請求権放棄の原則を定
 めるイタリヤ(ブルガリヤ、ハンガ
 リ、ルーマニア、フィンランド)に
 ついても同じく、連合軍の平和条約
 七六条(ブルガリヤ、八条、ハンガ

リ、三ニ条、ルーマニア三〇条、
イギリスニ九条の規定に「イタ
リア国は、請求権をイタリア王政
府又はイタリア王民のため」(or

*Rebels of the Italian Government or Italian
Nationals*)

一切放棄するし、一
頂)といつて、いるのと正に同じ実情
である。と解される。そして、この
イタリヤ平和条約の規定は、さらに
この条の規定は、ここに掲げられ
ている種類の一切の請求権を完全且
つ最終的に打ち切る。この請求権は、
利害関係者が何人であるかを問はず
今後これを消滅させるし、(三項)と
いつて、いることである。(そうい
う点か

三

らかにはさしてある(二)の点で戦時中
 ア又り力から安全船行を保障された
 輸送船阿波丸がア又り力潜水艦に
 よつた不法に撃沈されたことにつ
 日本はこれに答する一切の請求権を
 昭和二四年四月十四日未開の協
 定で放棄したかこの協定の第一條
 に付このイタリヤ平和条約第七六
 條第一項と同じことか規定されてい
 ることに注意を要する(一)

「五」氏の五内法上の請求権を放棄
 したといふことの意味

平和条約第十九條(一)の(b)で
 考察したように五内法の国内法上の

請和権を放棄したと、いふ場合、それ
 は、日本と連合国との間の約束、日
 本と連合国との法律關係、国家間の
 権利義務關係としてのことである。
 つまり、日本は連合国に対して、日
 本の玉民が連合国の玉民法上認めら
 れるかとも知れず、日本玉民の連合国
 又は連合玉民に對する請求権を連合
 国が否認して、いいことを約束して
 いるのであり、また日本法上日本人
 が連合国人に對して認めらるる請求
 権を否認することとを連合玉民法に對して
 約束して、いることになる。これか、
 玉民法の国内法の請求権を放棄したか
 十九條aが規定した直接の法律關係

権利義務関係である。

右のことはまた次のことを意味す

る。それは二頁に分れる。

第一に、連合国は本規定が守け

ればその五、民法上認められるかも知

れ存い日本人の連合国又はその五、民

に對する請求権を否認することか

日本に對する異係で五、民法上適法に

できると本規定のよくな特別の根拠

かなければ、そのよくな私権の否認

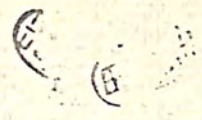
とくに差別的な否認は日本に對する

五、民法違反である。この莫は、とく

に、五、民法のしと規定したことで、よ

り完全になつてゐる。この場合、連

合五、がその否認をいかなる措置で



うかはそのふり国内法上の問題であ
 る。国によつては、本平和条約の規
 定にそのまゝ国内的効力を認め、
 直ちに否認の国内的効力を発生させ
 る制度のところもある。国によ
 つてはとくにそのため他の立法措置
 をとる制度の国もある。いふれに
 しても、それによつて、日本人が連
 合軍の国内法上の権利を失う。日
 本として、その国内法上認められ
 る筈の日本人の権利が否認されるこ
 とに、ついで、本規定の効力として、
 右連合軍に對して、本規定の責任を向
 うことではできない。その根拠がなく
 なるのである。もとより、連合軍と

して、そのよう存在を認むべき。我
 方を負うわけにはないから、本規定
 にかゝるおのち中国内法上その早
 利を認め、日本におくことかあるか
 ない。日本人はその端合には違念
 又ほ違合五人に對する請求権を
 大事も有するに過ぎない。請求
 日本國としてそれを要求しうるか
 り、たはない。
 第二に、日本は、日本人が日本法
 上、違合國人に對して認めらるる
 上、請求権を放棄することと違合
 ろ、對して約束した。この約束が
 に對して約束した。この約束が
 國內法上との早うに實施されるか
 日本國の憲法以下の國內法の同題



である。

このように存在する臣民の権利義務に關する
 条約の規定が国内法的にどういふ効
 力をもちつたかは、憲法第九八条二項に
 との條連で學説は分れてゐる。多數
 説は、そのような条約規定が直ちに
 国内的に効力を有することとを認め、
 加少数説はそれを否認する。少数
 説によれば、そのためにはなんらか
 の国内立法措置を必要とする。
 しかし、旧憲法下では、このよ
 うな場合に官報に公布された条約の
 効力を慣例上認めてきた。第九八
 条二項の文字はフランス憲法（二六
 条）の他の外、憲法のようにこの



点を明確に規定はしていか
 際主義を一原理とする新憲法の規定
 としてその英で旧憲法下の慣行を
 表えて来て後退したものと解するこ
 とはひきかいていふとくに条約の成立に
 旧憲法と返つて玉念の承認が条件と
 なつていふだけにおさうである
 事たる条約の国内的効力を直接に承認
 めることをは玉際主義をうたう最
 近の外ふの多くの憲法に共通する現
 象でもある。むつともそのまう存
 ことを認めても条約規定の實施に
 新たな玉内立権措置を必要とするこ
 はある。それは憲法のある規定が有
 知である。つてもその實施には性質上法

律その他の立法が不可欠であつたり
 法律が有効に成立してもその実施に
 は施行規則が不可欠であることがあ
 るのと同じである。しかし、~~少くとも~~
 この条約規定が国内立法をまたなく
 ては、国内的に効力有しないとい
 うことは日本の憲法の下でいえない
 であらう。
 もつともこの点で、もう一つの問
 題がある。条約がそのようにして目
 本で国内的に効力を認められても、
 それが日本の憲法或は法律の規定
 と内容がふえる場合に形式的効力
 の順位かどう判断されるかといふ
 ことである。これも条約のふ

内的効力を認める諸法の憲法（この
 問題にはかかる憲法の下においてのみ
 意味がある）であり、日本の憲法や
 ているところであり、日本の憲法や
 九八条二項の下で条約に直接の玉内
 的効力を認める者の間でもなお一致
 がない。しかし旧憲法の下で慣例上
 法律と同位に扱われたこと、従って
 後法優位の立場できたこと、九八
 条二項が玉隆主義を一原理とする形
 憲法中の代表的な規定であること、
 最近の諸外玉憲法において条約に優
 位の玉内的効力を認める傾向が拡
 ていることなどを考慮して、第九八
 条二項の規定を解すると、少くも

も条約の国内的効力を旧憲法の場
 合以下に解することはいできない。
 旧憲法の慣行より同等以上に解する
 方が妥当である。その真で、法律
 とは少くとも同位であり、少くとも
 法律の効力を以て国内的に通用する。
 しかし憲法との効力関係をどう解す
 かは、憲法の性質上も問題である。
 最近の諸外国の憲法でもこの真は單
 絶でない。たいてい法律については
 ちろん憲法について条約の規定
 との間には推定則その他を用いて極
 力そこをかなないように解する工夫
 して予を処理するのが諸国を通じて
 の大判その他を貫く原則になつてい



272



る

そのこゝで、この場合、日本でとくに
 問題となるのは、日本憲法第十九条
 の「財産権はこれを侵してはならず
 ない。一、項、私有財産は、正当な補
 償の下に、これを公共のためにより
 ることか、できる。一、三、項、レ、との規定
 との關係である。前述のように平和
 条約第十九条によつて、日本国民
 は、日本法上、保有する善の権利である
 連合外人に對する請求権を失ふこと
 になるからである。そのようなる態
 は、やはりそのことを連合国との協
 定に約束した国自らの公の意思に基い
 ている。そこで、そのようなる国民の

(四)

(三)

四

権利の否認が、目的に有効に認めら
 れるためには、憲法の規定との関係
 で、且内的に、正当な補償を約わ
 なくしては行けないのではないか、と
 いう問題がある。
 これは、憲法、主として、且内法上の
 問題で、専門上本鑑定人のふれるべ
 きところではないか。憲法とも軍
 法とも、最後の五で若干ふれる。
 放棄した請求権の内容、戦争か
 ら生じ、又は戦争状態が存在した
 ためにとられた行動から生じた請
 求権一及び、この条約の効力発生
 の前、日本五領域におけるいふれ
 かの連合国の軍隊又は当局の存在

去
務
省

(6)

受ける他、ボツタム宣言、降伏文書
 等の特別合意の完結をみることにな
 る。その海軍本部に至る請求権体系
 則として第一九条の規定の第二の
 カテゴリーに属するであろう。
 第一九条が規定する第一に属す
 るもののうち、交戦法規違反に基く
 るものと言へば、第一が陸軍条約第三
 条（条記規則条項）違反シタル多戦
 当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠
 償ノ責ヲ負フヘキモ、トス。交戦者
 者ハ其ノ事態ヲ組織スル人員ノ一
 切ノ約為ニ付責任ヲ負フ一カ一般系
 則として示す多數法違反約為に対す
 る請求権である。

去 務 官



これは陸戦だけに限る原則ではなく
 海戦、宣戦を含む戦争一般に通ずる
 原則である。病院船に対する攻撃、
 掠奪、捕虜の虐待などはその例であ
 る。遠法な差別爆撃（広島、長崎
 の爆撃）その他が考えられる。こ
 れもこのカテゴリーに入る。こ
 の外交条約かとする戦時特別措置法
 おしも交戦法規ではないか。戦時法
 規の上で認められる。例えは敵産
 管理に就して遠法なことから外され
 はやはり請負権を生ずる。
 即ち連合軍が日本人の財産を管理
 下におくことは戦時法上適法である
 か。それか否かに日本人財産の減失

(6)

248

を招いたような場合にはやはり日本側に請求権が生ずる。

次に、交戦法規（或は戦時法規）

違反に基くものでなく、交戦法規を

のものに基くものとして、例えは

私有の通信或は輸送用の機関、私有

の兵器その他軍需品は敵が適法に

押收しうるが、それは講和のとき返

還するか損害があれば賠償しなけれ

ばならないことになつてゐる。（陸

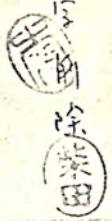
戦規則五三条二項参照）この賠償

請求権、また戦時の徴発は認められ

るか、徴発物資に対しては、即金を

払わない限り後から対償を払ふこと

になつてゐる。（陸戦規則五二条参



照し、この対価請求権また捕虜の結養
 に要した費用は、相手よみから請求し
 じる。この費用請求権などである。
 これら一切の請求権も一切放棄

される。
 第二のこの条約の効力発生の際に
 日本よみ領域における、いふかかの違
 合よみの軍隊又は当局の存在、取劣違
 行又は外勅から生じた請求権とい
 うのは、違合よみ軍が日本領域に侵入
 占領して以後、なかんおく日本降伏
 後違合よみ軍及び違合よみ憲に
 本よみ占領管理が開始されてから、溝
 和の時期までのもので、例えば、占
 領軍將兵による占領地住民に対する

理由のない殺傷、暴行、その財産の
 損譲、強奪などである。これらに
 ついて適合は、日本占領中から、
 賠償請求に依らない慰安を以てし
 てまた一、一九四六年六月一日「連
 合玉矢の与えられた損害に対する賠償」
 に案する最高司令官の日本政府宛宛
 書参照。日本管理法令研究第一五号
 に「キスト及び解説掲載」。
 これらの清和権も一切この平和条
 約の規定でけり。日本が放棄す
 る
 なお第一九条第三項は戦時中の日
 本船舶に対する適合を以て効力。適合
 又は捕虜とされ、或は抑留された日本



人に暴して生じた請求権が、第一項
 の放棄する請求権に含まれることを
 とくに断つてゐる。
 以上、放棄される請求権のうち
 は、日本との連合外に對する請求権
 として把握せられる以外に、日本と
 か日本法上或は場合に對し、連合外
 の内法下連合外に對し、或は場合
 に對し、連合外に對して元來認めら
 る請求権も含まれる。とくに公の地
 位においては、連合外人によつ
 て加えられた損害或は、際法上とく
 に個人に對して請求権が規定され
 ない場合に例へば、徵税の對價請求
 権（五）

及十百イタリア平和条約七六条三項
後段の規定参照

五

放棄された日本国民の請求権
と補償の問題

以上の考察で、平和条約第十九条
aにより放棄された日本国民の請求
権は、元来は連合軍又は連合軍民に
よつて續かるべきものであるしか
しその請求権を条約の規定により
三で考察したような意味で、五款と
して日本は放棄した結果として
五款の財産を否認したことになる。
そこで憲法ニ九条の問題が生ず
る。それは繼定人の尋問外とする。
五、内法の問題であり、一九条aか

「小民のいかなる権利を放棄したものと解すべからし」という鑑定要件にはおしも含まれないと思ふか。この補償を条約上規定した例が他にみられるので、それに累連して若干附言する。

今次大戦におけるイタリヤ以下、ブルガリヤ、ハンガリー、ルーマニア、フィンランドのそれを此の連合軍との平和条約の規定へイタリヤ、ヒュネ、ブルガリヤ、一八条、ハンガリー、三二条、ルーマニア、三〇条、フィンランドニ九条、は日本の平和条約第十九条の場合と基本的に等しく、敗軍側の連合軍側に対する款

辛 累 係 の 一 切 の 清 収 権 の 放 棄 を 定 め
 た も の で あ る が 例 え ば そ の 中 で イ
 タ リ ア 平 和 条 約 第 七 六 条 第 二 項 は
 「 イ タ リ ア 王 政 府 は イ タ リ ア 王 領
 域 に 在 る 同 盟 又 は 連 合 軍 の 軍 隊 の 徴
 発 に 基 き 需 品 又 は 役 務 を 提 供 し た 場
 合 に 対 し 及 び イ タ リ ア 王 領 域 に
 お い て 生 じ た 同 盟 又 は 連 合 軍 軍 隊 に
 対 す る 歎 辛 に 因 り う な い 損 害 の 賠
 償 清 収 を 充 た す た め 一 リ 一 貨 を も つ
 て 衡 平 な 補 償 (Equitable Compensation)
 を す る こ と に 同 意 す る し と 規 定 し て
 い る
 こ れ は イ タ リ ア が 連 合 軍 対 し て
 有 し た 約 束 王 家 間 の 法 律 界 係 権 利



義務關係を意味するか。これか、イタ
 リアの国内的關係で、つまりイタリア
 王氏のイタリア政府に対する關係で
 いかなる法律的意思をもつか。直
 接にはイタリア王法上の問題である
 三 参照一 即ち、この規定の内容がそ
 のまゝイタリア王法上の効力を認め
 られるか否か。それともイタリアと
 しては立法措置をとくにどうな
 かにイタリア王国内で認められな
 いか。それらは直接にはこの条約規
 定にかかわる問題ではない。イタリ
 アとしてはいかにしてこの規定の内
 容を国内的に実施しなくては、この
 規定による連合王に対する義務を履

法
 義
 務

したことになる。

連合軍にたいしては、賠償をすることとを約さしめ

たその権利を連合軍にたいして放棄し

て宥恕しないか、あるいは賠償を

合軍にたいして自国民にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

しないか、という点にたいして賠償を

の特別の条約（平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放

一般的に許されないうか、

平和条約）でその放



否認を規定すれば、それが特別法
 として優先して効力をもち、「日本の
 平和条約第十九条に基いて、昭和
 二六年十一月十三日の参議院特別委
 員会における羽仁五郎委員と西村榮
 約局長の質疑応答参照。外務省条約
 一課「日本」との平和条約及び安全
 保障条約委員会審議要旨一六八頁一
 た。松枝尊重の觀念が一般に強まっ
 て、いゝ今日、松枝尊重の五、際法上の
 一般原則を露骨に破ることを、敗戦
 五政府自ら補償する義務を課するこ
 とによつて、連合五が回避した嗜好を
 とつて、いゝのが、この条約規定の
 法的政治的意義である。

なおイタリヤ王の放棄する請求
 叔に對してイタリヤ政府が補償の義
 務を負う場合、その請求の範圍は
 前述の規定で七六条三項後段で限定
 されてゐる。その一は「イタリヤ王
 領域内に在る同盟又は連合王軍隊の
 徴発に基き需品又は勞務を提供した
 場合、即ち陸戰規則五二条一現品の
 供給に對しては成るべく即金にて支
 払い、然らば領收書を出してこ
 れを証明すべく且つ成るべく速かに
 これに對する金額の支払を履行す
 べきものとす」に規定されてゐる。
 うな場合である。またその二は「イ
 タリヤ王の領域において生じた同盟

二
 七
 八

三
五
前
除
案
田

又は連合軍軍隊に對する戦・平に因ら
 ない損害の賠償請求の場合、即ち
 一般にタリヤ住民を理由なく殺傷暴
 行し、或はその財産を強奪破滅する
 ような存続の場合などであらう。
 日本の場合に於ては、考へれば日
 本では技術者のいわゆる戦闘損害か
 主であらうか。その概念は實際には
 多少不確定なところもある。(中
 山兼松「イタリヤ条約の賠償・財産
 規定」五、際時研究第一卷一三頁)
 右のような保障に關する規定か
 日本の手和条約に欠けてゐること
 次のおおきことを意味する。日本政
 府は条約上、つまり連合軍に對する



一
五

軍係で自玉民に對する補償を義務が
 けられていない。このことはイタリ
 アなどの條約の場合よりは日本に對
 して寛大であり、そのように評價も
 される。たゞ被害玉民の立場ではイ
 タリア或式の方が保護が厚いことは
 確かである。

もつとも、日本政府がイタリア
 の場合とちがつて、條約上玉民に
 對する補償を義務づけられない。
 といふことは、及對に條約上、日本
 政府が玉民に對する補償をしては存
 らないことを條約で定められたこと
 けもある人ない。
 それほつほら日本の憲法以下の玉

憲法以下の玉



内法で判断さるべき問題で、条約に
 対するは右の五内法上の判断には極
 にも消極にも影響するものでない。
 憲法上の判断は、鑑定人の専門外で
 あるのでこれを避けるなけれはなら
 ない。不際法に弄進して、いふこ
 とは、右条約の規定を憲法（その他
 五内法）の系係条項や、それに基
 づいて、指置を最大限に矛盾なく、解
 釈するべしとある。そのさいに三つ
 のことが考えられる。
 その一つは、平時の場合に對し、戦
 時と、いふ特別の事態が、人民の私
 権に對する五内法上の扱い、特定の
 条約に

(

⑤

は憲法ニ九条の適用になんりかの意
 味をもつのかといふことである。
 これは補償が要るか要らないかとい
 う問題と、それを否定することとは並
 列だとして、「公平な補償」の程度の
 問題に係属するであらう。
 右の場合に補償が必要とした場
 合、その範囲についてはそのイタ
 リアの平和条約（七六条三項後段）
 に定められていゝる項は参考にする
 価値がある。
 その二は平和条約で日本国民が
 財産を失う場合は他にあり。
 その代表的な他の例は、逓合おに認
 められた在外日本財産の処分権（



柴田

一四第a II) である。右の神債の要
 不要・補償の程々の問題は、例えは
 このようにして没收される日本
 氏の財産に對する場合には、適いて平
 行的統一的に考えられなくてはなら
 ないであらう。イタリヤなどの平和
 条約(七九条)にも適合するに
 外、イタリヤ財産処分の規定がある
 か、それについて、イタリヤの請求
 取扱素の場合と等しく、イタリヤ改
 府による補償の義務が規定されてい
 る。同一三項(たゞ前項の七六条の
 場合の「リウ貨を以て衡平な保障補
 償」というのに對し、この七九条の
 場合は、單に「補償」することを約束

法務省

する、となつてゐる。その補償義務
 の規定がない日本の場合にもそれ
 なりに与者の平和的統一の内法
 上の扱いか考慮されるべきであらう。
 その三は、連合軍の占領下で占領
 軍將兵などの不法行為を受けた日本
 市民の損害については、前述のよう
 に連合軍は賠償を拒否する態度を通
 じたのであるか。そのさい日本政
 府が被害者たる日本市民に對してと
 った措置は、確かに見舞金を送ること
 にしてゐた。にいつても一貫した考
 慮加ふるされる必要がある。
 なお日本は戦時中アメリカ加安全航
 約を保障した輸送船阿波丸を遠征に

柴田 淳

柴田

誓沈し多数の日本国民を死亡させた
 ことに対し賠償請求権につき、
 講和条約昭和二年四月十四日それを
 放棄することよりアメリカと協定した
 が、そのころは協定中（三条）に日本
 政府が死亡者の家族及び船舶所有者
 見舞金を支給するよう努力すること
 が約束されている（これについては
 法律が制定された。昭和二年五月
 七月三十一日「阿波丸の見舞金に
 する法律」これほどくに協定がある
 場合追加補償問題として不図的
 にはやはり一貫して考慮されるべき
 問題である。

昭和三年二月四日

六 以上 牙 一九〇九 衆 〇 七 日 本 家

と して の 戦 争 請 求 権 一 四 参 照 一 を 放
棄 して いる が、 これ に は 次 の よう だ
か 含ま れ る。 日 本 公 民 加 連 合 派 側 か
ら 受 け た 被 害 に つ い て、 日 本 加 連 合 派
に 対 して 有 す る、 日 本 加 連 合 派 側 へ
し て 有 す る 不 法 上 の 請 求 権 で あ る。
こ の 場 合 の 公 民 の 被 害 に は 連 合 派 側
軍、 官 憲 等 の 公 民 の 被 害 に は 連 合 派 側
上 不 法 に 加 え ら れ た の 及 び、 そ れ
以 外 の 被 害 で 連 合 派 側 加 連 合 派 側
責 任 を 有 す る に か、 わ け ず、 そ の 官
憲 加 連 合 派 側 保 護、 救 済 を 急 ぐ た め の 加
含 ま れ る。 へ ず の る し か し、 これ は

一
柴田



法律上の国民の権利を放棄したことは
には存らない。

第一九条では日本が国民の戦争請
和権（四参照）を放棄しているが、

これは国民が連合軍側から受けた被
害について、日本の法律或は連合軍

の法律で認められる権利の放棄を日
本が連合軍に約束したことを意味する。

（二のり）その結果として国民は
日本法上或は時に連合軍の法律で認

められる連合軍側に対する請求権を
失うことになる。（三参照）この場合

そのような権利を成立させる国民の
被害は一般連合国人、或は公務員を

なれた連合軍人の殺傷行為により、

法律上の国民の権利を放棄したことは

内法上不法に加えられたものを主として
 し、それについて当該連合五人に對
 して、五国法上請求権が認められるこ
 とになるか、制限的にはそれ以外に
 加害行為について連合五自体に對す
 る請求権を（原則として連合五側の）
 五国法上認められることもある。
 この他、不法行為に及らざる法律上
 の特別の規定で認められる五民の請
 求権もある。
 第一九条aの結果として放棄される
 五民の請求権とは、以上のものとし
 て理解される。このことは、イタリ
 ア、その他の平和条約の同種の規定
 を参照するとき、一、そう認められる



(五)

あるといふことは、日本国民の場合には、なほ一九〇九条の規定の結果失われねばならぬ。日本国民の権利に於いては、日本国民の国に對する補償請求権は、憲法一とくに九条一以下の日本の国法上もつばら判断されなければならぬ。条約の規定の内容は、内容的に、或る種の肉體と最大限に矛盾なく解釈されなければならぬといふ原則に従つて、この真の判断が為されなくてはならない。(五参照)

牛代田巨霞園一ノ一

東京高等裁判所

民事才一部 沛中

乙頁
十三

右正写しました。

指定代理人

南



昇



法

務

省